魅力あふれる群馬の 未来を創生する政策要求

令和元年6月

群馬県

群馬県政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚 く御礼申し上げます。

人口減少や東京一極集中という大きな課題に対し、国では、「総合 戦略」に基づき、地方における安定した雇用の創出や、新しいひとの 流れをつくるための施策に、積極的に取り組まれています。

本県においても、人口減少対策を土台とし、「限りない可能性を大きくはばたかせ、群馬の未来を創生する」を基本理念として、平成28年3月、第15次総合計画を策定しました。計画の最終年度を迎えた令和元年度も、「地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり」「誰もが安全で安心できる暮らしづくり」「恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり」の3つの基本目標のもと、群馬らしさを活かした豊かな社会が実現できるよう、各種施策の推進に全力で取り組んでいるところです。

今回の政策要求は、群馬の未来を切り拓くため、特に課題となっている重要な事項について取りまとめたものです。

つきましては、本県の実情を十分に御理解いただき、令和2年度 の施策の展開及び予算編成において、特段の御配慮を賜りますよう お願い申し上げます。

群馬県知事 大澤正明

目 次

	地域を支え、	経済・	社会活動を支える人づ	<	IJ
--	--------	-----	------------	---	----

1	外国人材の活用促進及び受入環境の整備について ・・・・・・・・・1
2	子ども・子育て支援新制度等の推進について ・・・・・・・・・・3
3	医師の偏在解消に向けた取組について ・・・・・・・・・・・・4
4	介護人材確保対策について ・・・・・・・・・・・・・・・5
5	若者のU・Iターン就職の推進について ・・・・・・・・・・・・・6
6	障害者の自立のための環境整備の推進について ・・・・・・・・・・ 7
7	中小企業・小規模事業者の働き方改革推進について ・・・・・・・・・9
■誰	もが安全で安心できる暮らしづくり
8	認知症施策の加速的な推進について ・・・・・・・・・・・・・10
9	国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について ・・・11
10	尾瀬国立公園のニホンジカ対策の強化について ・・・・・・・・・・12
■恵	まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり
11	世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について ・・・・・・・・13
12	野生鳥獣被害対策の取組強化について ・・・・・・・・・・・・14
13	農畜産物等に対する諸外国の輸入規制の早期解除について ・・・・・・・15
14	ものづくり産業の基盤強化への支援について・・・・・・・・・・16
15	ぐんまの未来創生に向けた社会基盤づくりの推進について ・・・・・・・17
16	ハッ場ダムやダム湖を活用した魅力ある地域づくりと 上信自動車道の早期完成について ・・・・・・・・・・・・・20
17	地域における多様な移動手段の確保について・・・・・・・・・・21
■群	馬県総合計画を推進するために必要な事項
18	地方財政の充実・強化について ・・・・・・・・・・・・・・・23

1 外国人材の活用促進及び受入環境の整備について

[法務省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省]

中小企業を中心に労働力不足が深刻化しており、地域経済の活力を維持する上で重要な課題となっている。

本県においては、製造業を中心に多くの外国人が現場を支える重要な人材として活躍しており、製造業をはじめ、介護、農業などの分野においても外国人材への期待は大きい。

こうした中、国では、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材について、就労を目的とする新たな在留資格「特定技能」を創設し、本年4月からスタートしたところである。また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、外国人材の円滑な受入れ促進のための取組と、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を図るとしている。

外国人が活躍するためには、しっかりした制度設計と受入環境の整備が必要である。

ついては、国において次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 新たな在留資格である特定技能については、依然として制度の周知が不 十分であるため、都道府県と連携した地方での説明会をより充実させるな ど、引き続き制度の周知徹底に努めること。
- 2 外国人が介護福祉士国家試験を受験するに当たり、受験時間の延長や英 語等多言語による受験を可能とするなど、資格を取得する際の配慮を行う こと。
- 3 農業分野における技能実習制度については、農作業ができない農閑期 (冬季等)がある地域での技能習熟を図るため、一時帰国を含めた技能実 習2号計画を容認すること。

- 4 外国人が安心して適切な医療を受けられるよう、県が選出するすべての「拠点的な医療機関」に対する十分な財源措置を行うこと。また、ボランティアに頼らず、医療通訳者を安定的に確保するための公的制度を早期に確立すること。
- 5 外国人児童生徒に対する心理的サポートの充実のため、外国人心理カウンセラーの育成・派遣や日本人スクールカウンセラーを有効活用するための通訳の確保など、カウンセリング体制の整備を行うこと。

(企画部)

(産業経済部)

(健康福祉部)

(農政部)

(教育委員会)

2 子ども・子育て支援新制度等の推進について

[内閣府、厚生労働省、文部科学省]

子ども・子育て支援新制度は、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的としており、本年10月から始まる幼児教育・保育の無償化とともに、人口減少社会に対する取組においても主要な施策の一つである。

新制度において、「量の拡充」と「質の向上」を進めるためには1兆円超の予算が必要とされているが、制度の施行後5年目を迎えた現在でも0.3 兆円の財源確保については未だ不透明である。

新制度の円滑な推進及び幼児教育・保育の無償化の安定的な継続のため、 次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 新制度における「量の拡充」と「質の向上」に係る施策の一層の充実のため、必要な財源を早急に確保すること。
- 2 質の高いサービスの提供及び保育士等の勤務環境の改善のため、保育所 等における1歳児、4歳児及び5歳児に係る職員配置の充実を図ること。

(こども未来部)

3 医師の偏在解消に向けた取組について

[厚生労働省、文部科学省]

医師数は増加しているものの、全国的な地域や診療科の偏在は依然として 解消されておらず、特に若手医師の確保・定着等に向けた有効な対策が求め られている。

平成30年4月から開始された新たな専門医制度においては、都市部の病院に医師が集中し、人口10万人当たりの専攻医数では、東京都は本県の3倍以上になるなど、医師偏在を助長している。また、本県では、外科、整形外科及び産婦人科など、専攻する医師が極端に少ない診療科が発生しており、診療科偏在も憂慮される。

医師の地域・診療科偏在を解消し、地域医療提供体制を維持・確保していくためには、医師総数の確保に加え、地域・診療科ごとに地域の医療需要に見合った医師数が必要である。ついては、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 すべての住民が等しく、安全・安心に医療を受けられる体制を確保する ため、専門研修の各領域ごとに都道府県別の定員を設定するなど、地域と 診療科の偏在解消に努めること。
- 2 医学部の地域枠設定に伴う臨時定員増については、都道府県からの医学 生に対する資金貸与を必須要件とせず、柔軟な運用を認めること。

また、より安定的な医師の養成と供給を図るため、当該措置を恒久的な定員増による措置とすること。

(健康福祉部)

4 介護人材確保対策について

[厚生労働省]

介護人材確保は喫緊の課題であり、本県においても地域医療介護総合確保 基金の活用等により取組を進めているところである。

本県では、全国に先立ち、介護現場で中核となる人材の育成とキャリアアップを図り、もって介護人材の定着と参入を促進するため、平成21年度に「ぐんま認定介護福祉士」制度を創設し、これまでに755人を認定した。

しかし、介護職の社会的評価を高め、賃金の向上につなげていくためには、 国レベルの制度創設と、評価に見合った賃金体系を構築していくことが必要 である。

国においては、本年10月の消費税率引上げに併せ、更なる処遇改善の措置を講じることとしているが、介護人材の確保対策が更に実効性のあるものとなるよう次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 認定介護福祉士を法的に位置付けるとともに、介護職の専門性と役割分 担を明確にし、専門性の高い人材配置に係る介護報酬上の評価を行うこと。
- 2 介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるよう にするため、介護従事者全体の処遇改善に確実につながることが担保され る恒久的な制度を構築するとともに、国において必要な財源を確保するこ と。

(健康福祉部)

5 若者のU・I ターン就職の推進について

[厚生労働省]

国・地方を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組んでいるものの、人口減少、東京一極集中及び企業の人手不足は深刻となっており、「地方への新しいひとの流れをつくる」取組が喫緊の課題となっている。

特に、進学や就職を機に地方から都市部へ転出する若者が多く、地方における人口減少の原因の一つとなっており、群馬県においては、県外の大学等に進学した学生のうち、就職する際に群馬に帰ってくる若者は約3割と推計されている。

この課題に対応するためには、若者のU・Iターン就職を促進していく必要があり、東京圏等に進学した学生等が地方企業を知る機会の増加やきめ細やかな就労支援など、若者の雇用対策を積極的に進めることが重要である。

ついては、国においても、若者のU・I ターン就職を後押しするため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 県外に若者が流出している現状を打破するため、東京圏等に進学した学生が、地方の企業を知り、その魅力を体感できるよう、企業周知のイベントの充実や大学等と連携した取組の強化など、若者と地方企業が直接出会う機会を増やす取組を充実・強化すること。
- 2 きめ細やかな就労支援を実現するため、若者の就職を支援するワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)に対する運営支援や若年者地域連携事業の充実・強化を図るなど、若者雇用対策を充実すること。
- 3 地方公共団体が実施する職業紹介事業に対し、ハローワークと同等の求 人情報を提供すること。

(産業経済部)

6 障害者の自立のための環境整備の推進について

[厚生労働省、文部科学省、総務省]

近年、特別支援学校の児童生徒数や求職障害者数が増加傾向にある中で、 障害者が自立していくためには、特別支援学校におけるキャリア教育や職業 教育の充実のほか、社会福祉施設等における生活支援や就労支援など、総合 的な対策を行う必要がある。

また、障害者法定雇用率が平成30年4月から2.2%となり、さらに令和3年4月までに2.3%まで引き上げられ、雇用義務の対象がより小規模な企業に拡大されることから、中小企業を中心とした企業に対する支援施策のさらなる充実が求められる。

ついては、障害者が地域で安心して生活し、生きがいを持って就労できる 環境整備をなお一層推進していくため、次の事項について特段の措置を講じ られたい。

- 1 特別支援学校の高等部において、就労を希望する生徒に対しよりきめ細 やかな支援を行うため、生徒指導や進路指導を担当する教員の定数とは別 に、職場開拓や就労を支援する専任教員の定数配置を行うこと。
- 2 特定求職者雇用開発助成金の助成額を引き上げるなど、障害者を雇用する中小企業等に対する助成金等の拡充を図ること。
- 3 民間企業の障害者実雇用率について、都道府県における施策実施に資するよう、事業所所在地ごとの集計結果を公表すること。
- 4 「障害者の雇用の促進等に関する法律」において支援対象としている障害者がもれなく法定雇用率算定の対象となるよう、制度の見直しも含め検討を行うこと。

5 就労系事業所や居住の場であるグループホーム等について、地域のニーズを踏まえた計画的な整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金等による支援施策について、継続して充実を図ること。

(教育委員会)

(産業経済部)

(健康福祉部)

7 中小企業・小規模事業者の働き方改革推進について

[厚生労働省、経済産業省]

人口減少・少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する中、労働参加率を向上させ、経済活力の維持・向上を図るためには、働き方改革への対応が喫緊の課題となっている。

しかし、地方の中小企業・小規模事業者においては、働き方改革について の情報が十分に行き渡っておらず、人手不足が深刻な中での働き方改革への 対応は困難との声も聞かれるところである。

また、地方の中小企業・小規模事業者では、納期等の面での発注者側の協力や、取引慣行の見直しがなければ働き方改革が進まず、また生産ロットや工事等の規模が小さいため、設備投資やICT導入による生産性向上には限界があるとの声も多い。さらに、大企業における働き方改革のしわ寄せが地方の中小企業・小規模事業者に及ぶことを懸念する声もある。

ついては、地方の中小企業・小規模事業者が働き方改革を円滑に推進する ことができるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 発注者側の協力や取引慣行の見直しといった、業界・サプライチェーン 全体での働き方改革の推進について、広域的な業界団体や大企業への周知 啓発・働きかけ等を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者の生産性向上を促進するため、I o T等の活用 による業務プロセスの見直しを継続的に支援する専門家派遣制度の創設を 行うこと。

(産業経済部)

8 認知症施策の加速的な推進について

[厚生労働省]

団塊の世代全でが75歳以上となる2025年には、認知症の人が全国で約700万人になると見込まれており、認知症施策の推進は、国・地方を挙げて取り組むべき、超高齢社会における最重要課題の一つである。

そのため、認知症施策の加速的な推進、認知症の人と家族を地域全体で支える地域包括ケアシステムの構築が急務であり、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 認知症を正しく理解するための啓発や、不安・偏見解消のための前向き なメッセージをメディア等により強力に発信すること。
- 2 若年性認知症の人がそれぞれの状態に応じた就労が継続できるよう、企業の認知症に対する理解を促進すること。
- 3 成年後見制度の周知を図るとともに、円滑な利用促進に向け、関係省庁 間の連携を更に強化すること。
- 4 認知症の人と家族を地域全体で支える体制を構築し、認知症施策を加速 化するための法律を制定するとともに、国が十分な財政措置をした上で、 各都道府県に新たな基金を創設すること。

(健康福祉部)

9 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について

〔厚生労働省、内閣府、総務省、財務省〕

子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭等の福祉医療に関わるセーフティネットは、社会保障政策として国が責任を持って制度を構築すべきものであるが、全国の自治体で地方単独の福祉医療費助成制度として実施されている。

群馬県においても、市町村と連携し、中学校卒業までの子どもや、重度心身障害者等の医療費を無料化し、早期受診による慢性疾患の重症化防止などに効果を上げている。

一方、国では、このような医療費助成(現物給付方式)の取組に対して、国 民健康保険国庫負担金等を削減するペナルティを科しており、地方自治体に よる子育て環境づくりや障害者等の支援の取組を阻害している。

こうした状況に対して、国では、平成30年度からの未就学児に係る削減措置を廃止したものの、それ以外の削減措置は継続され、国による福祉医療制度創設についての方向性等も示されていない。また、重度心身障害者やひとり親家庭等に係る医療費助成の取組については、十分な検討もされていない。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるよう、国として、福祉医療制度を早急に創設すること。
- 2 地方の取組の意義と現実を評価し、すべての国民健康保険国庫負担金等 の削減措置を直ちに廃止すること。

(健康福祉部)

10 尾瀬国立公園のニホンジカ対策の強化について

[環境省、財務省、農林水産省]

尾瀬の生態系に重大な影響を及ぼすニホンジカへの対策については、国や 関係機関で策定した「尾瀬国立公園シカ管理方針」に基づき、国や関係機関 が連携して、捕獲や調査、防除等の事業を実施することとなっている。

しかし、尾瀬全体のシカ生息頭数が不明であり、各事業がシカの低減につながっているかの効果検証もできていないなど、全体の取組を把握し相互に関連づける、総合的な戦略や調整が不足している。関係機関の連絡調整の場として、「尾瀬国立公園シカ対策協議会」が設置されているものの、各事業の情報共有に留まっている。

また、尾瀬国立公園の核心部で進行している植生攪乱を防止するには、広範囲な植生保護柵の設置が急務である。環境省等では優先防除エリアの検討が進められているが、優先づけにあたっては、植生の希少性や脆弱性、景観的価値に加え、対策の難易度や緊急性の度合いも勘案する必要がある。

国においては、国立公園全体の管理者として、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 尾瀬のニホンジカ対策事業の全体把握及び広域的な効果検証を行うとともに、科学的知見に基づいた実効性のある総合的な戦略をたて、迅速に実行すること。

また、各地方自治体や関係機関等の実施する事業が最大限の効果を発揮できるよう、各事業間の効果的な総合調整や相互連携に関して、中心的役割を果たすこと。

- 2 尾瀬ヶ原の植生保護のため、早急に捕獲を強化するとともに、戦場ヶ原 や大江湿原での広範囲な設置事例を踏まえ、植生保護柵を設置すること。
- 3 至仏山の希少かつ脆弱な植生を守るため、地理的特殊性を踏まえた具体 的な防除手法の確立を含めた対策を早急に実施すること。

(森林環境部)

11 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について

[文化庁]

平成26年6月25日に世界文化遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、世界の絹産業の発展に重要な役割を果たした貴重な遺産である。世界文化遺産に登録され人類共有の財産として認められた「富岡製糸場と絹産業遺産群」を次世代に確実に継承するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 構成資産の保存修理を図るため、優先的に予算を確保するとともに、既 存の補助率の上乗せなどの財政的措置を講じること。
- 2 世界遺産とその周辺の保全を図るため、開発に伴う遺産影響評価の対応 を含めた、一体的な保全に係る新たな法律の制定やガイドラインの策定を 行うこと。併せて、その財政的支援も検討すること。

(企画部)

12 野生鳥獣被害対策の取組強化について

[農林水産省]

野生鳥獣による農作物等の被害は深刻化、広域化しており、本県では「守る対策」として侵入防止柵の整備や耕作放棄地の解消など地域ぐるみでの対策を推進するとともに、「知る対策」として鳥獣被害対策技術研修の充実を図り、地域指導者の育成に取り組んでいる。

また、平成25年の国の捕獲強化方針を受け、「捕る対策」として平成29年度からシカ、イノシシの捕獲目標数を大幅に増やすなど、抜本的な捕獲強化対策を重点的に取り組んでいるところである。

そのため、被害地域では侵入防止柵の整備要望や捕獲数の増加に伴う捕獲 活動経費など被害対策に係る費用が大幅に増加しており、現状では予算不足 のため地域対策に支障をきたしている。

また、中山間地域を中心として過疎化、高齢化や捕獲の担い手不足により 地域ぐるみで効果的な被害防止対策が十分に実施できない状況や、捕獲の進 んだ地域では警戒心の強い個体が出ており、従来どおりの捕獲方法では捕獲 が難しくなっている状況も生じている。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地域関係者が一体となって取り組む侵入防止柵の整備、人材育成研修、 捕獲活動など総合的な被害防止対策を推進するため、「鳥獣被害防止総合 対策交付金」の当初予算での十分な予算を確保すること。
- 2 農作物被害を防止するため、国が主導して、ICT等を活用した新たな 捕獲や化学的防除技術などの被害防止技術の開発を行い、その新技術の都 道府県への普及・推進を図ること。

(農政部)

13 農畜産物等に対する諸外国の輸入規制の早期解除について

[農林水産省、厚生労働省]

国では、農業の競争力強化に向けた「攻めの農林水産業の展開」の一環として、オールジャパンで輸出に取り組み、令和2年の輸出額目標1兆円を前倒しして達成するため、各種施策を講じている。

本県でも、「群馬県農業農村振興計画」や「第2次群馬県国際戦略」において、「農畜産物等県産品の販路拡大」を位置付けて積極的に取り組んでいる。

しかしながら、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故による本県 産農畜産物等に対する諸外国の輸入規制は、今も多くの国や地域で継続され たままであり、海外への販路拡大の障壁となっている。

台湾では、平成30年11月の国民投票により、本県含む5県産食品の輸入禁止措置が継続され、他国における規制への影響が懸念される。

また、中国においても本県を含む9都県産の全食品の輸入禁止措置が継続 されているほか、輸入規制が緩和された香港においても、条件が付されたま まである。

以上のことから、本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除に向け、 次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除に向け、政府間交渉の取組を一層強化すること。

(農政部)

14 ものづくり産業の基盤強化への支援について

〔経済産業省〕

我が国の経済を発展させ、国民の暮らしを豊かにするためには、経済の根幹であるものづくり産業を支える、中小企業・小規模事業者(以下「中小企業等」という。)の経営基盤を強化し、競争力を高めることが必要である。

特に、ものづくり・商業・サービス補助金(ものづくり補助金)は、試作 開発に加えて設備投資を補助対象としていることで、県内中小企業等から生 産性向上や技術の高度化に役立ったと評価する声が多く、技術開発や経営基 盤の強化に極めて有効な支援策であるため、恒常的な制度として継続・拡充 が求められている。

一方、中小企業の適正な取引環境の整備に向けた取組は、下請Gメンによる実態把握や下請代金支払遅延防止法の運用基準の改正等により強化されているものの、「下請かけこみ寺」の利用件数は増加傾向にあり、中小企業等の取引条件、経営環境は依然として厳しい状況にあることがうかがえる。

ついては、ものづくり産業を支える中小企業等の経営基盤が強化され、競争力強化が図られるよう、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

1 ものづくり補助金について、中小企業等が十分な事業実施期間や人員体制等を確保でき、計画的な試作開発・設備投資ができるよう、当初予算で措置し、恒常的な制度として確立すること。

あわせて、中小企業等にとって分かりやすく、利用しやすい制度となるよう、補助対象要件の見直しや申請手続きの簡素化等を図ること。

2 中小企業等が、人や資金に恵まれた大企業との間で、不利益な取引を強いられることのないよう、下請Gメンによる取引環境の詳細な実態把握や、業界への商慣行改善要請を徹底し、より一層適正な取引環境が整備されるよう対策を講じること。

(産業経済部)

15 ぐんまの未来創生に向けた社会基盤づくりの推進について

[財務省、総務省、国土交通省]

人口減少と高齢化が進展する中、労働者の減少を上回る生産性の向上と、「人・モノ・情報」を呼び込み、企業立地やコンベンション施設整備などにより新たな産業・雇用を創出し、本県の持続的な経済成長を実現するための取組を着実に推進する必要がある。

このためには、「7つの交通軸」の整備・強化によるネットワークの構築を計画的に推進するとともに、人口減少と少子化による利用者の減少により、公共交通が衰退し、自動車を運転できない県民の移動手段がなくなることが懸念される中、公共交通をはじめとする「自動車以外の移動手段」も選択できる社会の実現に向けて、迅速かつ重点的に取り組む必要がある。

また、本白根山、浅間山などの火山活動等への備えや、水害や土砂災害、 豪雪など、近年、頻発する自然災害に備えるため、国が進める「防災・減災、 国土強靱化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、ハード・ソフト両 面から防災・減災対策を重点的かつ集中的に推進し、災害リスクの低減を図 り、県民の命と暮らしを守らなければならない。

さらに、高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化対策や耐震化の促進、通学路等の交通安全対策などについても着実に推進する必要がある。

こうした「ぐんまの未来創生」に向けた取組を、「はばたけ群馬・県土整備プラン2018-2027」に基づき、計画的かつ重点的に推進することが不可欠である。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 地方創生と国土強靱化に資する社会資本整備、地域の移動手段の確保を 計画的かつ着実に進めるため、十分な予算を安定的・持続的に確保すること。 2 社会資本整備総合交付金などの既存の交付金制度や地方債について、地域の実情に合わせて効果的に活用できるよう、対象の拡大、要件の緩和等支援の拡充を図ること。

【国の支援の拡充】

- ・「公共施設等適正管理推進事業債」の恒久化、起債充当率及び交付税 措置率の更なる引き上げ
- 3 地域における成長基盤の整備や総合的な防災・減災対策等を支援する 「道路改築費補助」や「社会資本整備総合交付金」、「防災・安全交付 金」、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」などの予算を 十分確保し、必要な事業が多く残された地方に重点配分を行うこと。

【群馬県道路事業・公共交通関連事業】

- ・重要物流道路の指定 (上信自動車道、東毛広域幹線道路、西毛広域幹線道路 など)
- ・上信自動車道(金井バイパス、川島バイパス、祖母島箱島バイパス、 あがつまにし 吾妻西バイパス、吾妻 東 バイパス、吾妻東バイパス 2 期、長野原 嬬恋バイパス)
- 西毛広域幹線道路
- ・県道植栗伊勢線(ICアクセス道路補助:上信自動車道植栗・中之条ICアクセス)
- ・県道南新井前橋線 (スマートICアクセス道路補助: 関越自動車道駒寄スマートIC)
- ・道路防災施設の整備、インフラの老朽化対策と耐震化
- ・通学路の交通安全対策、自転車通行環境の整備、緊急輸送道路や 市街地などの無電柱化
- ・交通まちづくり戦略推進(「地域的な暮らしの足の確保」、「基幹公共交通軸の強化・快適化」) など

【群馬県河川・砂防等事業】

- ・水害から生命・財産を守る河川改修、堤防強化、洪水監視体制の強化
- ・要配慮者利用施設等を保全する土砂災害防止施設整備
- ・インフラの老朽化対策と耐震化 など

4 「ぐんまの未来創生」に向けて、直轄国道事業や直轄河川・砂防事業などの計画的な整備に必要な予算を十分確保し、着実に推進すること。

【直轄道路事業】

- ・一般国道17号上武道路(4車線化)、綾戸バイパス、三国防災
- 一般国道 5 0 号前橋笠懸道路、本町二丁目交差点
- ・上信自動車道(渋川西バイパス) など

【直轄河川・砂防事業】

- ・八ッ場ダム
- •利根川、渡良瀬川、鳥川河川改修
- ・草津白根、浅間山火山砂防及び利根川水系、渡良瀬川水系砂防
- ・譲原地区地すべり対策事業 など

(県土整備部)

(総務部)

16 八ッ場ダムやダム湖を活用した魅力ある地域づくりと 上信自動車道の早期完成について [国土交通省]

国等が管理する大規模なダムのない吾妻川において、八ッ場ダムを建設し、 洪水に対する安全や水資源の安定確保を図ることは、群馬県のみならず、下 流都県の安全・安心にとっても必要不可欠であり、国土強靱化の取組におけ る主要な施策の一つである。

八ッ場ダム本体建設工事は、令和元年6月12日にコンクリート打設が完了し、今年度内にはダム事業は完了する予定である。

一方で、生活再建対策についても、町や国等と連携して、生活再建事業の 一日も早い完成を目指し、全力で取り組んでいるところである。

また、上信自動車道の建設は、この地域の生活再建を軌道に乗せるインフラ整備としても重要な役割を担っているとともに、高速道路のない吾妻地域の観光や産業経済の活性化に資するばかりでなく、高度救命救急を県央地域の大規模病院に依存せざるを得ない当地域にとって、まさに住民の命の綱とも言える極めて重要な道路である。

ついては、これらの状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 国はダム管理者として、インフラツーリズム「やんばツアーズ」を継続するなど、ハッ場ダム地域へ人を呼び込み、魅力ある地域づくりを支援すること。
- 2 上信自動車道は、八ッ場ダムの生活再建はもとより、吾妻地域において極めて重要な幹線道路であるため、県事業について予算の重点的な配分をするとともに、接続する直轄事業区間である渋川西バイパスについても、必要な予算を十分確保し、早期完成を図ること。

(県土整備部)

17 地域における多様な移動手段の確保について

[国土交通省、環境省]

今後、人口減少が本格化し、人口構成の大きな変化が見込まれる中、このままでは、主な公共交通利用者である通勤・通学利用者の減少により、採算の取れない鉄道やバスなどが縮小・廃止されることとなり、高齢者や学生などの「自動車を使えない県民」の移動手段がなくなっていくことが懸念される。

このため、本県においては、人口減少と高齢化が同時に進行する局面においても、都市部から中山間地域に至るまで、誰でも買物や通院など生活に必要なサービスを享受しやすく、安心して豊かな暮らしを持続できるよう「まちのまとまり」の維持と、それらをつなぐ「自動車以外の移動手段」も選択できる社会の実現に向けた取組を重点的に推進しているところである。

取組にあたっては、「群馬県交通まちづくり戦略」を策定し、まちづくり施策と交通施策が連携した、地域公共交通の維持・確保及び利便性の向上をはじめとする多様な移動手段の確保に向けた様々な取組を展開しているところである。

ついては、従来にも増して地域公共交通をはじめとする多様な移動手段の 重要性と県等の公的支援の役割が増大する中、次の事項について特段の措置 を講じられたい。

1 地域的な暮らしの足の確保を図るため、公共交通が運行していない地域 での住民互助による移動手段(相乗りなど)の導入が促進されるよう、実 費の範囲内での事前運賃表の設定や、会費制による扱いも可能とするなど、 道路運送法の取扱いについて、運営者・利用者ともに使いやすい制度に見 直すこと。

- 2 自治体の財政負担が増加するなど、路線バスの維持確保が難しくなっていることから、十分な予算を安定的・持続的に確保し、財政支援の拡充等、適切な支援を講じること。また、地方が主体的に取り組むバス高速輸送システム(BRT)導入や、バス乗務員不足対策として期待できる自動運転技術の導入・普及に向けた取組について、財政支援策を拡充・創設すること。
- 3 赤字地方鉄道の安全輸送を支えるために重要な車両更新や点検、設備整備等に対し、必要な予算を十分確保し、全ての補助事業について従前の補助率(1/3)を維持すること。

(県土整備部)

雇用・所得環境の改善が続く中で、日本経済は緩やかな回復が続いているものの、将来にわたって経済を発展させていくためには人口減少社会への対応が必要であり、引き続き国と地方が連携・協力して、地域経済の活性化など地方創生の推進に取り組む必要がある。

また、少子高齢化の進行に伴い社会保障関係費は今後も増大が見込まれている一方、本県の基金残高は減少しており、将来にわたり安定的な財源確保が課題となっている。

ついては、これらの状況を踏まえ、地方自治体が必要な行政サービスを安定的に提供できるよう、地方財政の充実・強化のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 令和2年度の地方財政計画策定に当たっては、社会保障関係費や地方単独事業を含めた地方の財政需要を的確に積み上げた上で、地方交付税総額を確保すること。

また、普通交付税の算定に用いるトップランナー方式については、財源 調整機能、財源保障機能という地方交付税本来の目的を踏まえた上で慎重 に運用すること。

2 地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含む抜本的 な見直しによって対応することとし、臨時財政対策債については、早期に 廃止すること。

また、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、償還財源を確実に別枠として確保すること。

3 地方財政に関わる国の政策の推進については、地方と十分に協議するとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保すること。

また、事務・権限の移譲による新たな地方財政負担については、確実な財源措置を講じること。

(総務部)